

住民税

本試験問題

〔第一問〕

問1 給与所得者に対する個人住民税の特別徴収制度（分離課税に係る所得割の特別徴収を除く。）について、以下の事項に言及しつつ述べなさい。

- ① 特別徴収の対象となる納税義務者の範囲
- ② 給与所得以外の所得がある場合の取扱い
- ③ 特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の決定手続
- ④ 給与所得者が退職した場合の徴収方法

〔第一問〕

問2 個人住民税の均等割に関し、その意義及び制度の概要（納税義務者、税率、非課税措置、負担の軽減及び賦課徴収）について述べなさい。

〔第二問〕

- ④ 支払社会保険料 1,448,500円
 - ⑤ 支払生命保険料
 - ・一般生命保険料（平成19年9月16日締結） 68,000円
 - ・個人年金保険料（平成28年4月2日締結） 58,000円
 - ⑥ 支払地震保険料等
 - ・旧長期損害保険料（平成18年10月10日締結） 12,000円
 - ・地震保険料 38,000円
 - ⑦ 医療機関等に支払った金額
 - ・甲のインフルエンザ予防接種代 3,000円
 - ・甲の風邪や腰痛などの治療のために購入した医薬品で特定一般用医薬品等に該当するものの購入 76,000円
- (注) 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。なお、甲は前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている。
- ⑧ 平成29年中に支出した寄附金の額
 - ・P県に対して寄附した金額 10,000円
 - ・Q市に対して寄附した金額 35,000円
 - ・X県の共同募金会に対して寄附した金額 20,000円
- (注) 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、P県、Q市及びX県共同募金会の領収所が添付されている。

〔第二問〕

③ 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区 分	決 算	決算月	収入年月日	株主総会 決議年月日	収入金額
b 株式（非上場）	年1回	3月	H29.6.13	H29.5.17	45,000
c 株式（上場）	年1回	1月	H29.5.21	H29.4.19	65,000
d 株式（上場）	年1回	3月	H29.8.25	H29.7.30	35,000

- (注1) 全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。
- (注2) b株式に係る配当所得は、剰余金の配当に係るものである。
- (注3) c株式及びd株式は源泉徴収選択口座内で保管され、これらの配当は分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告補により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

TAC予想問題

●実力完成答練 第2回〔第一問〕

問1 給与所得者に対する個人住民税の特別徴収制度（分離課税に係る所得割の特別徴収を除く。）について述べなさい。

●直前予想答練 第1回〔第一問〕

問1 給与所得者が退職した場合における特別徴収税額の残額の徴収方法について説明しなさい。

●実力完成答練 第3回〔第一問〕

問2 給与所得者が退職した場合の特別徴収税額の徴収方法について、退職の時期を区分して説明しなさい。

●実力完成答練 第1回〔第一問〕

問1 個人住民税の均等割について趣旨も併せて説明しなさい。
なお、均等割の非課税措置については説明を要しない。

●全国公開模試〔第二問〕

- ⑥ 医療機関に支払った金額
 - ・甲の疾病の診療・治療にかかった医療費 55,000円
 - ・甲の特定一般用医薬品等の購入費用 114,000円
 - ・甲及び甲の妻のインフルエンザ予防接種にかかった医療費 5,000円
- (注) 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。
- ⑦ 支払社会保険料 730,000円
 - ⑧ 支払生命保険料
 - ・一般生命保険料（平成5年締結） 41,000円
 - ・個人年金保険料（平成26年締結） 57,000円
 - ・介護医療保険料（平成28年締結） 32,000円
 - ⑨ 支払地震保険料等
 - ・旧長期損害保険料（平成18年締結） 13,000円
 - ・地震保険料 38,000円
 - ⑩ 平成29年中に支出した寄附金の額
 - ・G県に所在する日本赤十字社の支部に対して寄附した金額 15,000円
 - ・H県に対して寄附した金額 18,000円
 - ・I市に対して寄附した金額 13,000円
- (注) 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、G県に所在する日本赤十字社の支部の領収所と、H県及びI市の受領証が添付されている。

●直前予想答練 第1回〔第一問〕

② 上場株式等に係る配当所得の収入金額

(単位：円)

区 分	決 算	決算月	株主総会 決議年月日	収入金額
x 株式（未公開）	年1回	3月	H29.6.26	270,000
y 株式（上場）	年1回	12月	H29.3.28	34,000
z 株式（上場）	年1回	3月	H29.6.20	57,000

- (注) 全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告に際して総合課税している。
なお、y株式の取得に係る負債の利子が61,000円、z株式の取得に係る負債の利子が59,000円ある。

ズバンの中!

〔第二問〕

② 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
h 土地	H25.4.5	H29.9.17	65,000,000	48,000,000	500,000	Y 町
i 土地	H26.8.8	H29.5.6	23,000,000	15,000,000	200,000	個人
j 土地	H17.1.3	H29.10.1	32,000,000	27,000,000	1,100,000	個人
k 絵画	H24.1.13	H29.4.8	3,200,000	850,000	50,000	個人

(注1) 甲の母の確定申告書において、h 土地は Y 町が土地区画整理事業の用に供するため買い取ったものであることが証明されており当該確定申告書の「特例適用条文」の欄には、「租税法34」と記載されている。

(注2) 全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の母によって証明されている。

●実力完成答練 第2回〔第二問〕

(3) 譲渡所得に関する資料

区 分	短期・長期の区分	譲渡先	譲渡損益	注
a 土地	長 期	甲県土地	16,500,000円	1
家 屋	短 期	開発公社	24,317,000円	1
b 土地	長 期	個 人	24,731,000円	2
c 土地 家 屋	長 期	個 人	46,852,500円	3

(注1) 措法34の特別控除の対象となる譲渡であることが証明されている。

(注2) 措法35の2の特別控除の対象となる譲渡であることが証明されている。

(注3) 措法35の特別控除及び措法31の3の対象となる譲渡であることが証明されている。

なお、平成29年1月1日現在の所有期間は、c 土地及び家屋共に18年である。

ズバリ的中!